

聖籠町告示第92号

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月27日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱の一部を改正する告示第2の1イ(イ)中「法定雇用率(2.0%)」を「障害者雇用率」に改める。

別表第10中

「

等級	電気工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	750以上	1人以上	2人以上
B	650以上		1人以上
C	1以上		1人以上

」

を

「

等級	電気工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員数及び2級技術職員数の合計数
A	780以上	1人以上	2人以上
B	680以上		1人以上
C	1以上		1人以上

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の別表第10の改正規定は、平成31年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用し、同年度前の資格審査については、なお従前の例による。